

# 海外におけるレセプト情報等の 利活用の動向について

# アメリカ、韓国、台湾におけるレセプトデータ提供の概要(厚労科 研究班調査を踏まえ作成)

	アメリカ※	韓国	台湾
レセプトデータ アーカイブ 機関名	Center for Medicare and Medicaid Services (CMS) メディケア等を扱う政府直轄機関	Health Insurance Review Agency 健康保険審査評価院 (HIRA) 日本で言うところの審査支払機関に相当する組織であるが、一元化された組織である	National Health insurance Research Database 全民健康保険研究資料庫 日本で言うところの、国立保健医療科学院に相当する組織である
提供データの 概要	CMS Identifiable Data Files: 個人を識別できる情報 Limited Data Set: 個人を識別できない個票データ Non-Identifiable Data Files: 集計表 など複数	層化抽出データ 外来、入院、高齢者、小児、それぞれのタイプごとに、レセプトデータを無作為抽出して提供している このほかに、申出者の要望に応じて抽出を行いデータ提供する場合もある	系統抽出データ 日本でいうところのサンプリングデータセット 特定主題データ 疾患別に作成したデータセット など。第8回有識者会議資料 ( <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000022d61-att/2r98520000022def.pdf">http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000022d61-att/2r98520000022def.pdf</a> ) も参照
データ提供 開始時期	1996年より	2012年より	2000年より
民間提供 の有無	CMSが提供するデータは、データの種類により民間が利用できるものがある	HIRAの統計分析チームで公共・民間部門に提供しているが、民間提供先はマスコミや患者団体等、対象となる組織が限られている	民間への提供は、禁止している。過去に製薬会社に、治験業務サポート等の研究目的として試行的に提供した時期があったが、現在は研究者にしか提供していない
個人情報保護に 関する取扱いの 根拠	CMS federal Privacy Act HIPAA Privacy Rule など	個人情報には当てはまらない情報として認識されているが、個人を特定できる情報が含まれているため、実際の運用においては(個人情報に準ずる)情報として「行政機関が有する個人情報の保護に関する法律」に基づき取り扱っている	個人情報コンピュータ処理保護法(電腦處理個人資料保護法(1995年))に則った取扱いをしている。(The Computer-Processed Personal Data Protection Law)
漏洩等、不適切 利用に対する対 応及びその根拠	CMS 懲役刑となる可能性もある罰則を受けることを、契約書にて承認する	申込者が利用誓約書の事項を違反した場合、あらゆる不利益および民事刑事上の処罰を甘受し、今後HIRAの資料を利用することに制限をおく	個人情報コンピュータ処理保護法(電腦處理個人資料保護法(1995年))に罰則・罰金規定を定めるとともに、規定に違反した研究者に対しては、その研究者らに利用停止およびデータの返却を通知する。

※アメリカの事例については、第2回有識者会議での資料(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000va02-att/2r9852000000va4b.pdf>)も参照。